

1. 環境保全型農業直接支援対策

【2, 644 (2, 644) 百万円】

対策のポイント

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対して支援します。

<背景/課題>

- ・「環境にやさしい」農業については、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の導入促進を図ることが必要です。
- ・外部有識者による対策の検証検討会において、新たな取組の増加が図られる仕組みとなるよう、また、集団的な取組の推進等より効率的かつ効果的な仕組みとなるよう見直しを行っていくべきとの方向性が示されています。

政策目標

平成26年度までに、エコファーマー累積新規認定数を34万件、有機JAS認定農産物の生産量を平成19年度比50%増

<主な内容>

1. 環境保全型農業に対する支援（環境保全型農業直接支払制度）

2, 470 (2, 470) 百万円

農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援します。（国の支援額：4,000円/10a以内、国と地方公共団体が1：1の負担割合で共同して支援）

具体的には、環境保全に効果の高い営農活動の取組を増やしていくため、以下の見直しを行った上で支援します。

- 全国的な広がりを持った営農活動として取り組まれるよう、新たに堆肥の施用（注）を全国共通取組に位置づけるとともに、地域の実情に応じた取組を推進する観点から、支援対象取組を再整理します。
- 営農活動の実施に伴う追加的コストを精査の上、一部取組の支援単価を見直します。

〔 国の支援額：有機農業のうちそば等雑穀、飼料作物：1,500円/10a
堆肥の施用（注）：2,200円/10a 〕

（注）堆肥の施用とは、「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」を指す。

※ 24年度に引き続き、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して設定する地域特認取組に対しても支援します。

〔 環境保全型農業直接支払交付金
補助率：定額
事業実施主体：農業者等 〕

2. 環境保全型農業直接支払制度の円滑な推進

144 (144) 百万円

環境保全型農業直接支払制度の適正かつ円滑な実施に向けた地方公共団体等の支援体制を整備します。

〔 環境保全型農業直接支払推進交付金
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体等 〕

3. 環境保全型農業直接支払制度に係るシステムの整備

30 (30) 百万円

より効率的・効果的な環境保全型農業直接支払制度としていくため、必要な電算処理システムの改修を実施します。

〔 環境保全型農業直接支払電算システム整備事業委託費
事業実施主体：民間団体 〕

[お問い合わせ先：生産局農業環境対策課 (03-6744-0499(直))]

環境保全型農業直接支援対策

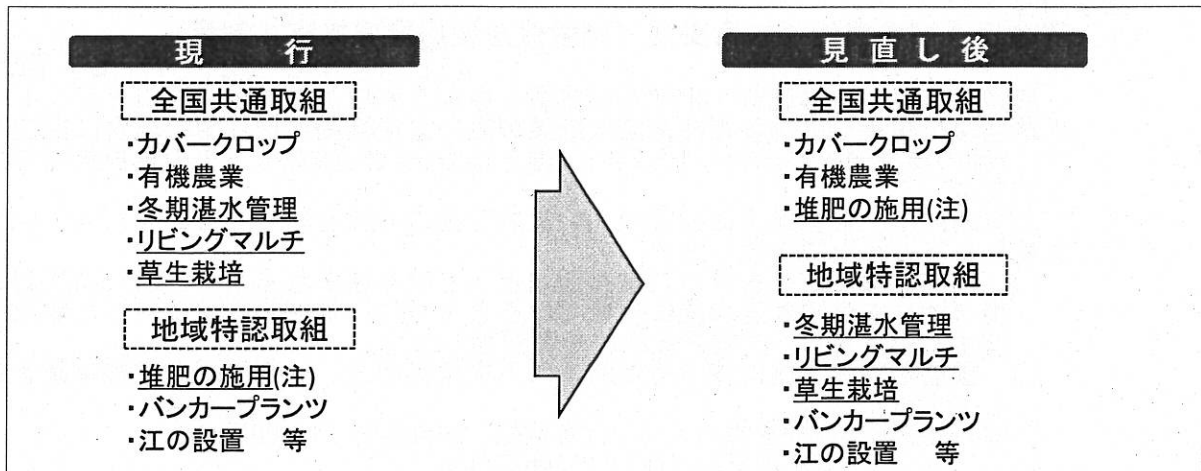
環境保全型農業直接支払交付金

【2,470(2,470)百万円】

- ◆ 農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援します。(国の支援額:4,000円/10a以内、国と地方公共団体が1:1の負担割合で共同して支援)
- ◆ 具体的には、環境保全に効果の高い営農活動の取組を増やしていくため、以下の見直しを行った上で支援します。

見直しの内容

- ◇ 全国的な広がりを持った営農活動として取り組まれるよう、新たに堆肥の施用(注)を全国共通取組に位置づけるとともに、地域の実情に応じた取組を推進する観点から、支援対象取組を再整理します。



- ◇ 営農活動の実施に伴う追加的コストを精査の上、一部取組の支援単価を見直します。

- ・有機農業のうちそば等雑穀、飼料作物
【現行】国の支援額:4,000円/10a → 【見直し後】国の支援額:1,500円/10a
- ・堆肥の施用(注)
【現行】国の支援額:2,500円/10a → 【見直し後】国の支援額:2,200円/10a

(注)堆肥の施用とは、「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」を指す。

※ 24年度に引き続き、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して設定する地域特認取組に対しても支援します。

環境保全型農業直接支払推進交付金

【144(144)百万円】

環境保全型農業直接支払電算システム整備事業委託費 【30(30)百万円】

2. 有機農業の推進

【生産環境総合対策事業（有機農業総合支援）

49（67）百万円】

【産地活性化総合対策事業（有機農業推進分）

2,271（5,288）百万円の内数】

対策のポイント

有機農業への参入支援、栽培技術の体系化、有機農産物の理解促進等の地域段階だけでは対応困難な取組を推進するとともに、有機農業に取り組む産地の供給力拡大のための安定供給力強化等の取組を支援します。

<背景／課題>

有機農業推進法に基づき、有機農業の一層の拡大を図るために、有機農業技術の確立・普及、安定供給の確保の推進が必要であるとともに、有機JAS認定農産物の流通の更なる拡大を促進するため実需者の有機農産物への理解促進や供給力拡大の取組が求められています。

政策目標

有機JAS認定農産物の生産量を26年度までに50%増加

<主な内容>

1. 全国段階での有機農業の総合的な支援

- ① 地方公共団体における有機農業の参入受入体制の整備を促すため、有機農業先進事例の調査や、有機農業が地域に定着することによる経済的波及効果について収集・分析を推進します。
- ② 全国の有機農業の標準的栽培技術の体系化を推進します。また、有機農業等の普及のため、優良な取組事例や技術情報を発信します。
- ③ 有機農産物の流通の更なる拡大を促進するため、実需者に対する有機JAS認定農産物の取扱促進のための講習会の開催、地域ブロック毎のマッチングフェアの開催、生産者向けの販売戦略に関する情報提供等を推進します。

生産環境総合対策事業のうち有機農業総合支援

49（67）百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

2. 有機農業に取り組む産地の供給力拡大対策

有機農業に取り組む産地の供給力拡大に向け、産地が策定した産地供給力拡大プログラムに基づく①産地販売力強化、②安定供給力強化、③有機農業者育成力強化の取組を支援します。

産地活性化総合対策事業のうち

有機農業供給力拡大地区推進事業

2, 271 (5, 288) 百万円の内数

補助率：定額

事業実施主体：有機農業供給力拡大協議会

3. 有機農業の推進に必要な施設の導入支援

有機農業に必要な栽培技術の習得、種苗の供給等を行うための機械施設のリース方式による導入を支援します。

産地活性化総合対策事業のうち

農畜産業機械等リース支援事業(産地活性化型)

2, 271 (5, 288) 百万円の内数

補助率：物件購入相当の1/2以内

事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：生産局農産部農業環境対策課(03-6744-2114(直))]

有機農業の推進

有機農業への参入支援、栽培技術の体系化、有機農産物の理解促進等の地域段階だけでは対応困難な取組を推進するとともに、有機農業に取り組む産地の供給力拡大のための安定供給力強化等の取組を支援します。

I 生産環境総合対策事業のうち有機農業総合支援

【49百万円】

○全国段階で有機農業の参入支援・有機農産物への理解を促進

- ・有機農業が地域に定着することによる経済的波及効果等についての収集・分析など
- ・有機農業の標準的栽培技術の体系化など
- ・実需者に対する有機JAS認定農産物の取扱促進のための講習会、地域ブロック毎のマッチングフェアの開催など



II 産地活性化総合対策事業のうち有機農業供給力拡大地区推進分

【2,271百万円の内数】

○有機農業に取り組む産地の供給力拡大を目的とした産地の取組を支援

【有機農業供給力拡大地区推進事業】

- ・有機農業供給力拡大プログラムの策定
- ・プログラムに基づく取組の支援

産地販売力強化(実需者等の啓発活動、有機農産物の成分分析など)

安定供給力強化(技術実証ほの設置、有機農業栽培技術講習会の開催など)

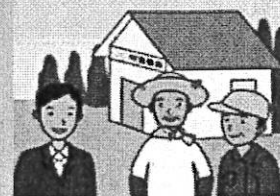
有機農業者育成力強化(参入希望者への現地説明会、有機JAS取得のための講習会の開催など)



○有機農業の推進に向けて、機械施設のリース方式による導入を支援

機械施設のリース方式による導入支援
(補助率：物件購入相当の1/2以内)

〔有機農業に必要な技術の習得、有機種苗の供給等〕



産地活性化総合対策事業のうち 有機農業供給力拡大地区推進分の内容

有機農業による産地の供給力拡大を目的とした産地の取組を支援します。

地区事業(定額)【国直接採択】

有機農業供給力拡大協議会

(有機農業者、市町村、普及指導員、流通・販売業者等)

策定

有機農業供給力拡大プログラム

・有機農業による供給力の拡大を成果目標として、目的達成のための取組や実施体制等について定めたプログラムを策定

①産地販売力強化

- ・実需者等の啓発活動
- ・有機農産物の成分分析等



実需者向け説明会

②安定供給力強化

- ・技術実証ほの設置
- ・有機農業栽培技術講習会の開催
- ・堆肥及び土壌分析等



実証ほの設置

③有機農業者育成力強化

- ・参入希望者への現地説明会の開催
- ・有機JAS取得のための講習会の開催等



現地研修会の実施

プログラムと連動した機械施設のリース支援

リース支援

(物件購入相当の1/2以内)
(産地活性化総合対策事業)

・有機農業の推進に向けて、機械施設(有機農業に必要な技術の習得、有機種苗供給等)のリース方式による導入を支援

導入地区は有機農業供給力拡大地区推進事業実施地区に限る